

定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 草の根運動いが

1 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書（以下「報告書」という。）において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る（P48）」等とされています。

・2019年の改選以降、約1億円、定数6人分に相当する議会経費の減額措置を行っており、県民からは議会経費増に対する懸念の声もあがっていることから、この措置を継続することを前提にして、都市部以外の地域特性を弾力的に考慮しつつ総定数を決定する必要がある。

・多様な民意を反映する選挙区定数の確保のためには、1人区をできるだけ避けて、定数3以上とすることが望ましい。

・投票価値の逆転現象や、一票の較差の拡大を抜本的に見直し、過疎地域等の地域特性に応じた議員定数の確保のためには、選挙区定数の増員に踏み切らなければならぬこともあり得る。

・定数削減ありきで、常任委員会など合議体として機能を維持できるのかという視点の検討も必要である。

・尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区を合区し定数を1減の3とする。

・伊勢市選挙区と度会郡選挙区を合区し定数を1減の5とする。

・松阪市選挙区と多気郡選挙区を合区し定数を1減の5とする。

・志摩市選挙区と鳥羽市選挙区を合区し定数を3とする。

・亀山市選挙区の定数を1増の2とする。

・鈴鹿市選挙区の定数を1増の5とする。

総定数51から2増、3減を行い、総定数50とする。

2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

（1）任意合区（強制合区）について

鳥羽市選挙区は、総定数51人以上の場合は任意合区（公職選挙法第15条第3項）の対象、総定数50人以下の場合は強制合区（同条第2項）の対象

となりますが、どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

＜参考＞報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること（P48）」等とされています。

（2）一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区（参考資料の「人口割実定数」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

＜参考＞報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること（P48）」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。（P37）」等とされています。

（3）特別の事情による定数配分について

ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区（参考資料の「定数増減」欄参照）について、どうすべきかお聞かせくだ

さい。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とすること (P48)」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲内にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること (P49)」等とされています。

イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差(参考資料の右端の「一票の較差 対最大値」欄参照)について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること (P49)」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること (P49)」、「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい (P49)」等とされています。

ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象（参考資料の下段「逆転現象の確認」参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「逆転現象については、解消すること（P49）」等とされています。

3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。

また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。